

武蔵野市長 松下 玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 室井 敬 司

答 申

1 審査会の結論

武蔵境駅北口市有地有効活用事業（以下「本件事業」という。）打合せ記録等資料（以下「本件文書」という。）の開示請求に対する一部開示決定（以下「本件決定」という。）について、下記部分は開示すべきであるが、その余の部分の判断は妥当である。

記

3(1)に示した本件決定で非開示とされた部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、②平成27年3月23日打合せ記録の事業者名、③平成27年6月15日打合せ記録裏面の事業者名（PPP導入のテナントの例として挙げられた店名）、⑤平成27年3月6日打合せ記録裏面の事業者名、⑩平成27年3月23日打合せ記録の文章、⑪平成27年6月15日打合せ資料「グリーンモール市有地を活用した市政センター移転に関する検討」裏面の事業者名並びに⑫平成27年8月18日打合せ記録表面及び裏面の事業者名

2 本件の概要

- (1) 審査請求人は、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月23日条例第6号。以下「条例」という。）第8条に基づき、平成29年3月13日、実施機関に対し本件文書の開示を請求したが、実施機関が、同年同月27日、条例第9条第3号、第6号イ及び第7号に該当するとして特定の事業者名等を非開示としたので、同年6月27日、これを不服として審査請求を行った。
- (2) 審査請求人が全部開示を主張する理由は、次のとおりである。
  - ア 平成29年6月16日の武蔵野市議会総務委員会の陳情審議中に様々な情報が提供されたことを鑑み本件非開示部分も開示すべきである。
  - イ 本件文書は、「市の重要な計画」に当たるものであるから、実施機関にはその公表又は提供義務がある（条例第6条第1項第1号）。
  - ウ 今回の事業は、実質的に市として初めて取り組む官民連携の事業であり重要な事業であることを考えれば、市民への情報公開は不可欠である。開示請求をしたものを全体と比較することで市民の今回の事業に対する理解度が深まり、このことは事業を進めるうえで大変重要な問題だと考える。
- (3) 実施機関は、本件決定の理由として、次のとおり説明している。
  - ア 実施機関は、行政文書の開示請求があつたときは原則として開示しなければならない（条例第9条）が、法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものについては、非開示とされている（条例第9条第3号）。この「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認

められるもの」とは、法人等の保有する生産技術上又は販売上の情報であつて、公にすることにより、当該法人等の事業活動が損なわれると認められるもの(「情報公開事務の手引、平成14年1月武蔵野市」(以下「手引」という。))35頁、条例第9条第3号 事業活動情報の解釈7(1))等としている。また、条文の「地位が損なわれると認められる」とは、公にすることにより、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである(手引36頁、条例第9条第3号 目業活動情報の解釈8)。

イ 「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の中の、「イ契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(条例第9条第6号イ)については、非開示とされている。

ウ 「市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。))が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的と認められるもの」(条例第9条第7号)については、非開示とされている。

今回の開示請求事項は、上記条例第9条第3号、第6号イ及び第7号に該当すると判断したため、一部開示とした。

エ 平成29年6月16日の武蔵野市議会総務委員会の陳情審査においても、本件処分では非開示とした、条例第9条第3号、第6号イ及び第7号に該当する部分については公表していない。

オ 条例第6条第1項第1号についてであるが、今回の開示請求の対象文書は「武蔵境駅北口市有地有効活用事業打合せ記録等資料」であり、そもそも市の計画ではないから、同条項号に該当しない。また、仮に上記計画等に該当するとしても、条例第6条1項のただし書は、「当該情報が第9条各号に規定する非開示情報に該当するときは、この限りでない。」と規定している。本件非開示部分は、先に述べたとおり、それぞれ条例第9条第3号、条例第9条第6号イ及び条例第9条第7号に該当する情報であるため、開示できない。

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件非開示部分

本件で条例第9条第3号により非開示とされた部分は、①平成27年3月6日及び23日打合せ資料「A案比較表」に記載された事業者名、②平成27年3月23日打合せ記録の事業者名、③平成27年6月15日打合せ記録裏面の事業者名(PPP導入のテナントの例として挙げられた店名)、④平成27年3月6日打合せ記録裏面の個人名、⑤平成27年3月6日打合せ記録裏面の事業者名、⑩平成27年6月15日打合せ資料「グリーンモール市有地を活用した市政センター移転に関する検討」裏面の事業者名並びに⑫平成27年8月18日打合せ記録表面及び裏面の事業者名、条例第9条第6号イにより非開示とされた部分は、⑥平成26年12月26日打合せ資料「市政センター・市有地の整備(案)」の「武蔵境開発事務所」の下段部分並びに⑦平成27年3月6日打合せ記録表面の事業者名、平成27年3月6日「市政センター・市有地の整備について」の「旧法務局民間建築物」の事業者名及び平成27年3月23日「市政センター・市有地の整備について」の「旧法務局民間建築物」の事業者名、条例第9条第7号により非開示とされた部分は、⑧平成26年12月26日打合せ資料

「市政センター・市有地の整備(案)」の上段部分、⑨平成 27 年 3 月 6 日及び 23 日打合せ資料「A 案比較表」に記載された事業者名（①と同一文書）、⑩平成 27 年 3 月 23 日打合せ記録の文章、⑪平成 27 年 6 月 15 日打合せ資料「グリーンモール市有地を活用した市政センター移転に関する検討」裏面の事業者名並びに⑫平成 27 年 8 月 18 日打合せ記録表面及び裏面の事業者名である。

(2) 法人等の地位及び事業活動上の正当な利益を害するおそれのある情報該当性

市が取得し、作成した本件文書の非開示は、事業者利益保護を勘案しつつも、本来例外的に行うべきものである。したがって、条例第 9 条第 3 号にいう非開示理由がある場合とは、第一に、法的保護に値する程度の蓋然性をもって開示による事業上の利益侵害が生じ得る場合を指すものと解される。

本件非開示部分のうち、①は、平成 27 年 3 月 6 日及び 23 日打合せ資料「A 案比較表」に記載された事業者名であるが、本表は、事業者名ごとの建築単価や賃料等の提示であって、これは事業者名を除いて既に開示されており、個別の事業者名を開示することは、事業上の利益侵害が生じ得る可能性があり、法的保護に値する蓋然性があると認められる。また、④平成 27 年 3 月 6 日打合せ記録裏面の個人名が開示されれば、すでに開示されている発言との照合により、利害関係者等から反発を受けるおそれがあり、事業上の利益侵害が生じ得る可能性があり、法的保護に値する蓋然性があると認められる。それに対して、②、③、⑤、⑪及び⑫の事業者名等は、既に本件事業は稼働しており、現段階でこれらの事業者名等を開示しても、当該事業者等の競争上の地位が具体的に侵害される可能性があるとはいえず、非開示にするほどの法的保護に値する蓋然性があると認められないので、開示すべきである。

よって、①及び④は非開示が妥当であるが、②、③、⑤、⑪及び⑫の事業者名等は開示すべきである。

(3) 契約、交渉に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報該当性

市が結ぶ契約や交渉においては、その財産上の利益や当事者としての地位が不当に害されることがあってはならない。しかし、その財産上の利益や当事者としての地位が不当に害されるおそれは、単なる抽象的な可能性では足りず、そのおそれに法的保護に値する蓋然性が認められなければならない（手引41頁、行政運営情報の解釈4）。したがって、条例第9条第6号イにいう非開示理由がある場合とは、法的保護に値する程度の蓋然性をもって開示による行政の財産上の利益侵害がもたらされる場合及び当事者としての地位が不当に害され得る場合を指すものと解される。

本件非開示部分の⑥は、「武蔵境開発事務所」の跡地についての武蔵野市の処理方針に関する情報であって、現段階では未決定であり、また、⑦は、「旧法務局民間建築物」における民間人と武蔵野市との契約に関する事項であるから、これらを開示すると、市の財産上の利益や当事者としての地位が不当に害されるおそれが、法的保護に値する蓋然性をもって認められるので、非開示が妥当である。

よって、⑥及び⑦は非開示とすべきである。

(4) 任意提供非開示情報該当性

市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に

照らして合理的と認められるものは非開示と法定されており（条例第9条第7号）、実施機関は、本件非開示部分の⑧ないし⑫が当該非開示情報に該当すると主張している（なお、⑨は①と同一の情報であって、これは条例第9条第3号にいう非開示情報に該当するので、以下では検討の対象外とする）。

ところで、非開示を前提とした情報の任意提供は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼のもと、このような情報を公にした場合、当該第三者との信頼関係が損なわれるおそれがあることから定められたものである。この任意提供非開示情報に該当する情報とは、条例第9条第7号によれば、実施機関の要請を受けて、任意に提供した情報について、一般的公表ではなくて個別的な開示請求に関して、当該第三者が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものであって、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、取得後の事情の変更も考慮されるべき情報である（手引 42 頁、条例第9条第7号 任意提供情報の解釈）。

実施機関によれば、本件非開示部分の⑧及び⑩ないし⑫は、事業化を検討する上で資料の提供や聞き取りに応じた事業者に関する情報である。その限りでは、当該情報の提供時には、当該事業者の事業案は具体的であって、当該第三者が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があった。しかしながら、既に本件事業は稼働しているのであるから、現段階において、⑩の文章並びに⑪及び⑫の事業者名を非開示とすべき合理的理由はない。それに対して、⑧の特定事業者の改革スケジュールは、現段階においても改革途上のものであるから、公にしないことに合理的な理由がある。

よって、⑩ないし⑫は開示すべきであるが、⑧は非開示とすべきである。

(5) なお、審査会において平成29年6月16日の武蔵野市議会総務委員会の会議録を見聞したところ、審査請求人が主張した、同総務委員会の陳情審議中において提供された情報には、本件非開示部分は含まれていないことが確認された。また、本件文書は本件事業打合せ記録等資料であって、審査請求人が主張する計画（条例第6条第1項）に関する文書ではないが、条例第6条第1項本文ただし書によれば、仮に、同項各号に該当する情報であっても、それが条例第9条各号に該当するときは実施機関はこれを非開示とすることができるものと定めているから、条例第6条第1項第1号に該当する文書であることだけで直ちに本件文書全部を開示すべきだとする審査請求人の見解は、採用できない。

(6) ところで、本件の開示請求の対象は、「武蔵境駅北口市有地有効活用事業打合せ記録等資料」であるが、実施機関に対する意見聴取によって、本件で開示請求として実施機関が特定した文書以外にも対象となる行政文書が存在することが明らかとなった。それは、平成27年3月12日付けの「武蔵境試算表」、同年4月14日付けの「武蔵境北口市有地活用に係わる事業性の検討方法について」、同年5月18日付けの「武蔵境北口プロジェクト 地産地消店舗展開について」、同年5月29日付けの「武蔵境北口市有地活用に係る事業性評価について」及び同年8月5日付けの「武蔵境試算表」である。実施機関は、平成30年6月27日付けで、これらの行政文書についてすべて全部非開示とする決定を行い、審査請求人に通知したことが認められるが、当初から、適切に開示請求の対象である行政文書を特定して対処すべきであったことを付言しておきたい。なお、当該決定については本答申の対象外である。

以上により、「1 審査会の結論」のように判断する。

#### 4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 7 月 28 日	諮問
平成 29 年 8 月 28 日	実施機関より理由説明書收受
平成 29 年 9 月 1 日	審議（第 14 期第 4 回審査会）
平成 29 年 9 月 28 日	審議（第 14 期第 5 回審査会）
平成 30 年 2 月 19 日	実施機関より資料收受
平成 30 年 3 月 5 日	審議（第 15 期第 3 回審査会）
平成 30 年 4 月 10 日	実施機関より資料收受
平成 30 年 4 月 23 日	審議（第 15 期第 4 回審査会）
平成 30 年 6 月 5 日	審議（第 15 期第 5 回審査会）
平成 30 年 7 月 3 日	審議（第 15 期第 6 回審査会）